## 大磯町公共施設公衆無線 LAN 利用規約

(目的)

第1条 この規約は、大磯町が設置した公衆無線LANによるインターネット接続サービス (以下「サービス」という。)の利用について必要な事項を定めるものとする。

(利用者)

第2条 本規約でいう利用者とは、本サービスを利用する町民及び本町への来訪者を いう。

(利用条件)

- 第3条 利用者は、この規約及び関係法令を遵守することに同意することでサービス を利用できるものとし、本サービスの利用をもってこれらに同意したものとみなす。
- 2 本サービスの利用に係る費用は無料とする。
- 3 本サービスは公共施設の開庁日に利用できるものとする。
- 4 本サービスの1回当たりの利用可能時間は、最大60分までとする。
- 5 本サービスを利用するために用いる機器等(スマートフォン等の通信機器、ソフトウェア、電源等)は利用者が自ら用意するものとし、当該サービスを利用するために必要な操作や設定は利用者が行うものとする。
- 6 本サービスへ接続する通信機器のセキュリティ対策や有害サイトへのアクセス 制限などの必要な対策は利用者が行うものとし、利用者自らの責任の下、本サービ スを利用するものとする。
- 7 利用者は、周囲にいる者の迷惑とならないよう配慮し本サービスを利用するものとする。

(禁止事項)

- 第4条 利用者は、本サービスを利用して次に掲げる行為を行ってはならない。
  - (1) 法令又は公序良俗に違反又は違反する恐れのある行為、またはこれらを掲載するサイトの閲覧
  - (2) 誹謗中傷、名誉毀損、侮辱、その他、他者に不快感を与える行為
  - (3) 性風俗、宗教、政治活動に関する行為
  - (4) 商用目的又は営利目的で利用する行為
  - (5) コンピュータウィルス等の有害なプログラムを配布する行為
  - (6) ファイル共有ソフトの使用その他大量のデータを送受信する行為 (利用資格の停止等)
- 第5条 利用者が本規約に違反した場合は、事前通告なく直ちに当該利用者の利用を 停止もしくは取消すことができるものとする。

(サービスの中止)

第6条 大磯町は、事前予告なく本サービスの全部又は一部の提供を中止又は終了することができるものとする。

(免責)

- 第7条 大磯町は、本サービスに不具合や障害等の瑕疵がないこと及び本サービスの 中断がないことについて、いかなる保証も行わないものとする。
- 2 大磯町は、利用者が本サービスを利用したこと、又は、利用できなかったことに よって生じた損害等について、いかなる責任も負わないものとする。
- 3 大磯町は、本サービスを利用して得られる情報等について、その正確性、完全性、 確実性、有用性、最新性、品質等につき、いかなる保証も行わないものとする。
- 4 大磯町は、利用者が本サービスを利用したことにより第三者との間に生じた紛争 等について、一切の責任を負わないものとする。

(損害賠償)

第8条 利用者がこの規約に違反したことにより大磯町が損害を被った場合は、その 損害を利用者は負担するものとする。

(規約の変更)

第9条 大磯町は、利用者の承諾なしに、事前予告することなくこの規約を変更する ことができるものとする。

附則

この規約は、令和4年3月24日から施行する。